

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の目的、構成等

北海道（以下「道」という。）は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、道の国民の保護に関する計画の目的、構成等を定める。

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 34 条第 2 項及び第 182 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、道の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進することを目的とする。

- (1) 道の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 道が実施する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項
- (5) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (6) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (7) 上記に掲げるもののほか道の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

2 計画の構成

北海道国民保護計画（以下「道国民保護計画」という。）は、以下の各編により構成する。資料については、別途資料編を作成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。

道国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

道国民保護計画の見直しに当たっては、北海道国民保護協議会（以下「道国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

道国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第37条第3項及び第34条第8項の規定に基づき、道国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を經由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、道議会に報告し、公表等を行う。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、道国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は必要としない。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、道国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

道は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。道が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項についての基本方針は、次のとおりである。

(1) 基本的人権の尊重

道は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

道は、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵してはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

道は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 放送の自律に対する特別な配慮

道は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由の自由に特に配慮する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

道は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(5) 国民に対する情報提供

道は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

道は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、道は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

道は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(8) 関係機関相互の連携協力の確保

道は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(9) 国民の協力

道は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、道は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 基本用語の説明

道国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急処理事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）

用語	意義
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。

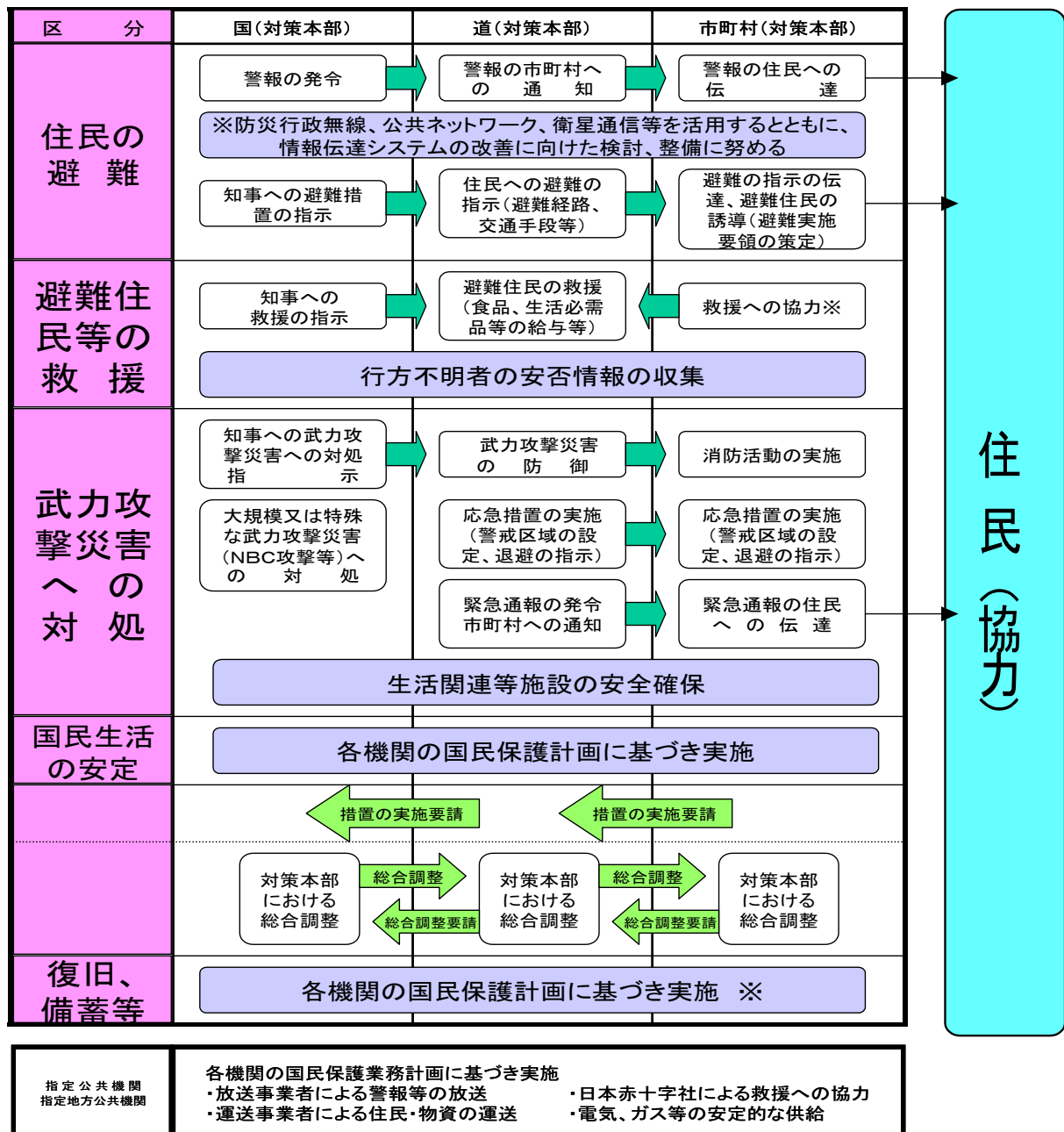
用 語	意 義
市町村対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。

第4章 道、市町村等の責務及び事務又は業務の大綱

1 国民保護措置の基本的な仕組み

武力攻撃事態等においては、国、道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国全体として万全の態勢の下、国民保護措置を実施することとされている。

武力攻撃事態等における国、道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関それぞれの国民保護措置等の基本的な仕組みについては、以下のとおりである。



国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が相互に連携

※「救援」、「復旧、備蓄等」の一部において、大都市特例あり(札幌市が該当)

2 道、市町村等の責務

道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の責務は、次のとおりである。

(1) 道の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本的方針に基づき、道が自ら行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び道の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市町村の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本的方針に基づき、市町村が自ら行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該市町村の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 指定公共機関の責務

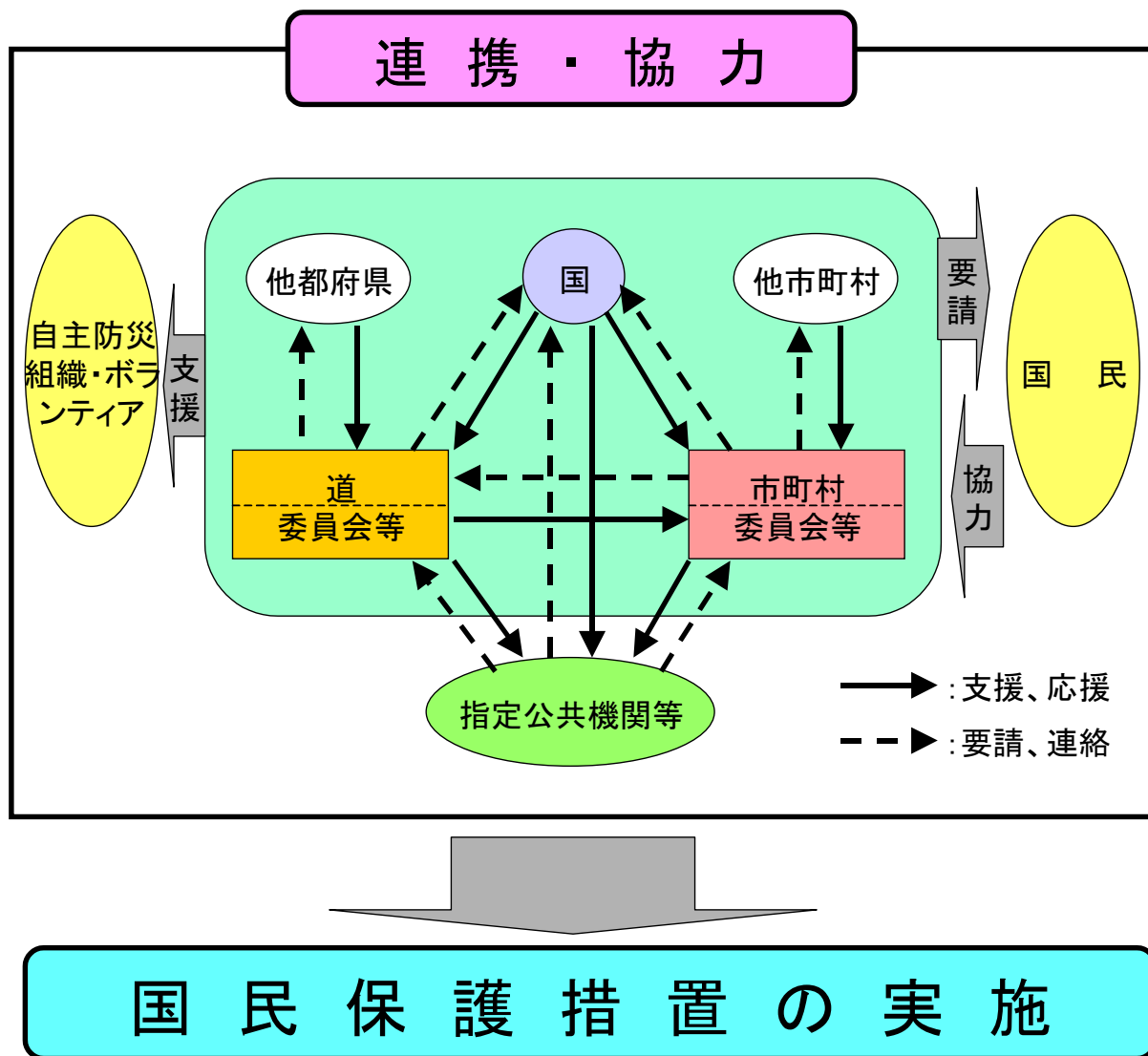
国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施するものとされている。

(4) 指定地方公共機関の責務

国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施する。

3 関係機関との連携及び協力体制

道は、自らが行う国民保護措置を的確かつ迅速に実施することはもとより、国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等と相互に連携・協力し、国民保護措置の実施に万全を期さなければならず、防災のための連携体制を活用し、これら関係機関等との連携・協力体制を整備する。



4 各機関の事務又は業務

国民保護措置等について、道、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

なお、関係機関等の連絡先については、「資料編」において整理する。

【道】

機 関 名	事務又は業務
知 事 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 北海道国民保護計画の作成 2 北海道国民保護協議会の設置、運営 3 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機 関 名	事務又は業務
市 町 村 長 等	1 市町村国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置、運営 3 市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、武力攻撃原子力災害への対処、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

※ 「武力攻撃原子力災害への対処」については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第2項に記載されている市町村長及び関係周辺市町村長が該当

なお、事業所外運搬に係る事実の発生の場合については、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長が該当

【指定地方行政機関】

機 関 名	事務又は業務
共 通 事 項	1 組織の整備、訓練、啓発 2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施 3 被災情報の収集及び報告 4 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
北海道防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
北海道総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 北海道地方非常通信協議会の指導育成
北海道財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災公共土木施設等の復旧事業費の査定の立会
函 館 税 関	1 輸入物資の通関手続

北海道厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
北海道労働局	1 被災者の雇用対策
北海道農政事務所	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保
北海道森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
北海道経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
北海道産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北海道開発局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 農業関連施設の応急復旧
北海道運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (新千歳空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第一管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置
北海道地方環境事務所	1 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機 関 名	事務又は業務
共 通 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護業務計画の作成 2 組織の整備、訓練 3 被災情報の収集及び報告 4 管理施設の応急復旧に関する措置の実施 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
放 送 事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容及び放送
運 送 事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電 気 事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気の安定的な供給
ガ ス 事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保
医 療 機 関	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の確保
公共的施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び管理施設の適切な管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日 本 銀 行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第5章 北海道の地理的、社会的特徴

武力攻撃事態等は、各地域の地理的、社会的状況により、その形態や方法、それに伴う対処方法等にも影響を与えるものと考えられる。

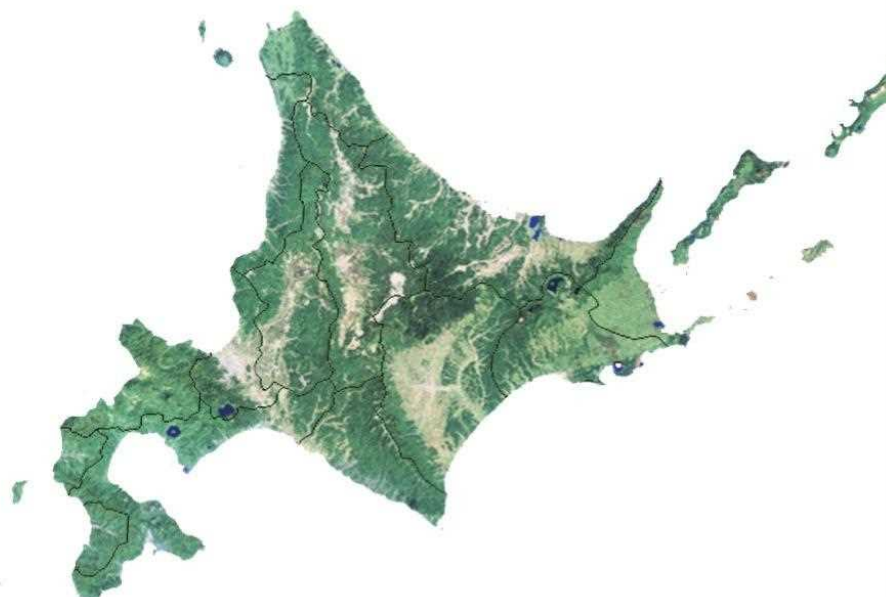
このようなことから、国民保護措置を適切に実施するため、本道における地理的、社会的特徴を、次のとおり考察する。

1 地理的特徴

本道は、我が国の最北部に位置し、西に日本海、北東にオホーツク海、南東に太平洋の3海域により四方を海に囲まれており、海岸線全体の距離は4,377 kmに達する。

また、北海道周辺には、西に奥尻、利尻、礼文、天売、焼尻の島々、東には歯舞群島、色丹、国後、択捉の北方領土の島々があり、総面積は83,452 km²で東北6県に新潟県を加えた面積よりも大きく、我が国の総面積の約22%に相当する。

本道の地形について、石狩平野から勇払平野につながる石狩低地帯の西の縁から西側の西部地域においては、小規模な丘陵、山間盆地、海岸平野などが混在しており、海岸線は断崖を形成する岩石海岸が続いている。西部地域の東側から網走と十勝平野の東の縁を結ぶ線の西側までの中央部地域には、襟裳岬から宗谷岬までほぼ南北に伸びる稜線を持つ山地や丘陵地からなる山地帯が分布し、海岸は主に砂浜海岸が多い。また、中央部地域から東の東部地域は、阿寒―知床火山列の標高1,500 m前後の火山山地を中軸として、その北側に比較的小規模な平野が分布し、南側では、広大な低地帯が発達している。海岸線は知床半島が火山岩の岩石海岸、釧路以東の太平洋岸が岩石海岸のほかは砂浜海岸である。



本道の気候は、年平均気温 5 ～ 10 ℃、年平均降水量 700 ～ 1,700 mm であり、本州以南に比べて冷涼・少雨である。

気候は、日本海側、太平洋側西部、太平洋側東部、オホーツク海側の 4 つに大別される。

日本海側は、夏期は降雨が少なく、気温も高めであるが、冬期は大陸からの季節風により降雪が多く、多雪地の天塩山地周辺や後志山岳地域では、積雪の深さが 300 c m を超える場合がある。上川盆地や名寄盆地などの内陸部では、気温が - 30 ℃ 以下になることがある。

太平洋側西部は、夏期は降雨がやや多く、気温も高いが、冬期は降雪が少なく温暖である。

太平洋側東部は、夏期は内陸部では降水量が全般的に少なく気温が高いが、海岸部では霧が多く低温である。平年の 6 ～ 8 月の霧発生日数は、釧路で 50 日前後になる。

冬期は晴れて雪が少なく、内陸部では放射冷却により気温が - 30 ℃ 以下になることもある。

オホーツク海側は、年間を通じ降雨・降雪が少ない。夏期のオホーツク海は海水温が概ね 20 ℃ 以下と低く、オホーツク海高気圧が発達して冷涼な気候になることが多い。また冬期は流氷が接岸して寒さは厳しい。

オホーツク海高気圧の勢力が強く、本道を覆いながら長く居座ると、北海道は全般的に冷夏となる。

北海道内各地と東京の気象（気象庁 1981～2010年平年値）

項目	札幌	旭川	稚内	網走	釧路	室蘭	函館	東京
雪の初日	10月28日	10月23日	10月22日	10月31日	11月10日	11月1日	11月3日	1月3日
霜の初日	10月25日	10月8日	11月7日	10月25日	10月18日	11月10日	10月19日	12月20日
年平均気温 (℃)	8.9	6.9	6.8	6.5	6.2	8.6	9.1	16.3
最高気温の年平均 (℃)	12.9	11.9	9.4	10.4	10.2	11.6	13.1	20.0
最低気温の年平均 (℃)	5.3	2.0	4.3	2.9	2.3	6.0	5.2	13.0
年平均湿度 (%)	69	76	75	74	76	77	74	62
年間日照時間 (時間)	1,740.4	1,590.9	1,484.4	1,869.3	1,969.5	1,725.2	1,748.0	1,881.3
年間雪日数	125.9	142.2	140.0	124.9	70.0	114.3	109.2	9.7
最深積雪の平年値 (c m)	100	94	81	57	38	26	45	6
年間降水量 (mm)	1,106.5	1,042.0	1,062.7	787.6	1,042.9	1,184.8	1,151.7	1,528.8

北海道内の極値（～2014年6月 札幌管区気象台）

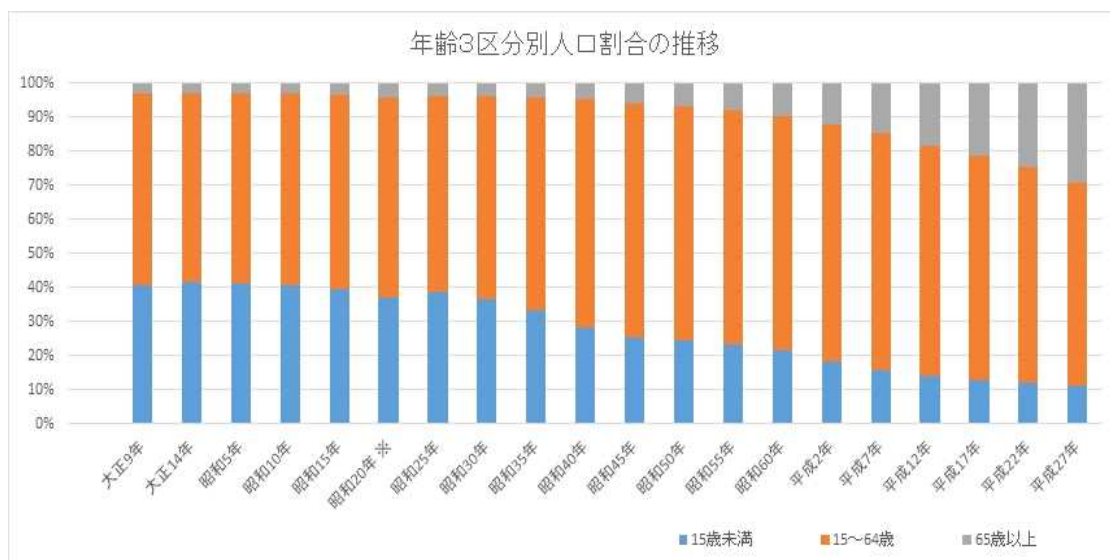
最高気温 (℃)	37.8	2014年 6月 3日	音更町
最低気温 (℃)	-41.0	1902年 1月25日	旭川市
日最大降水量 (mm)	447.9	1950年 8月 1日	苫小牧市
最深積雪 (cm)	312	1970年 3月25日	倶知安町
1時間の最大降水量 (mm)	126.0	1983年 9月25日	登別市

2 社会的特徴

(1) 人口分布

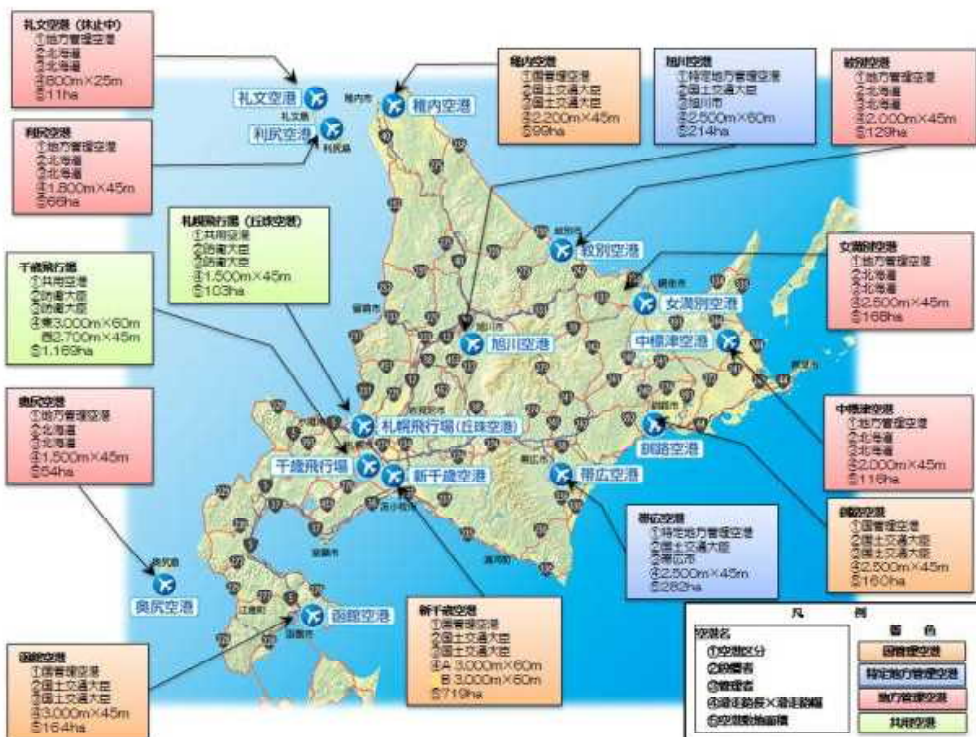
本道の人口は、我が国の総人口の約 4.2 %を占めており、都道府県別では兵庫県に次ぐ 8 番目の人口を有しているが、平成 7 年以降減少傾向にある。

また、本道の人口を 15 歳未満の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口、65 歳以上の高齢人口の年齢別 3 区分別に動向を考察すると、年少人口と生産年齢人口が減少しているのに対し、高齢人口が増加しており、このことから人口の少子高齢化が進行していることが伺えるとともに、地域別の人口の移動状況についても年々郡部の人口が減少し、市部とその周辺地域への人口流入が進んでいる状況にあり、特に札幌市とその近郊都市への人口集中化がうかがえる。



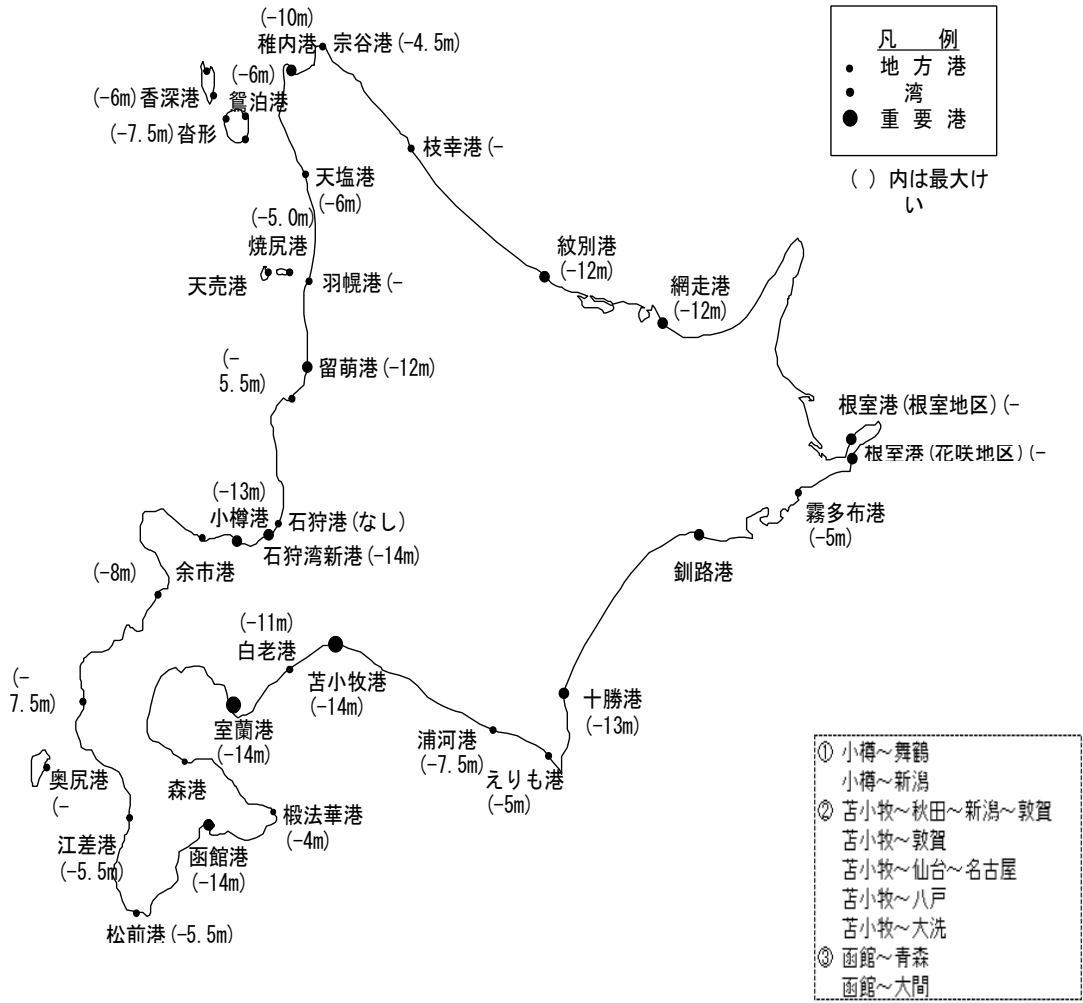
(2) 輸送の状況

道内における貨物輸送の状況については、約 9 割を自動車に依存しており、特に鉄道が廃止され、バス輸送に転換された地域では、100 %自動車に依存していることから、道路交通は本道の生命線となっているが、一般道、高規格幹線道路とも他都府県に比べ整備が遅れており、また、冬期間の吹雪など雪害により通行止めが発生するなど自然環境の影響を受けやすい欠点がある。



(出典：北海道開発局)

4 港湾の位置と種類



(出典：2014北海道の交通の状況)

(3) 重要施設の設置状況

① 石油コンビナート

本道は積雪寒冷地という地理的特性から、価格が比較的安価で流通も確立されている石油製品を使用した暖房機器等が他都府県に比べ普及しており、また交通手段についても自動車輸送の割合が高いなど、燃料としての石油製品への需要が他都府県に比べ高くなっている。

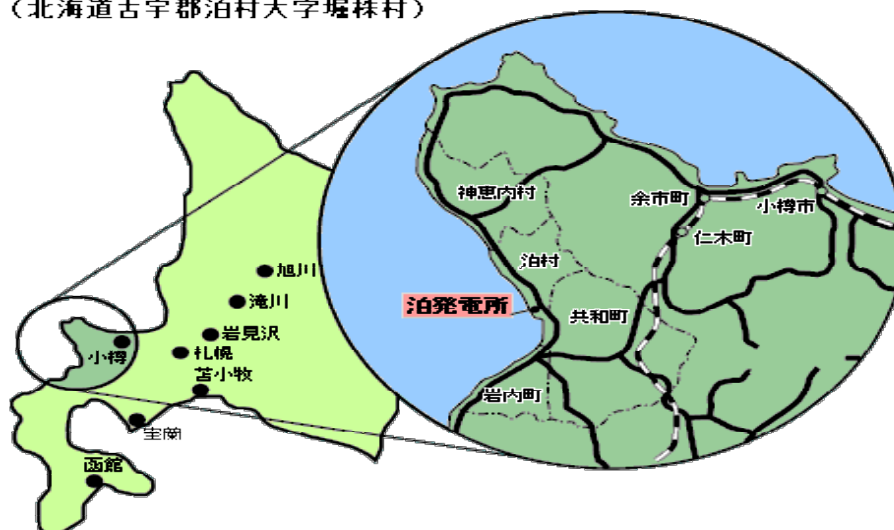
このようなことから本道には、貯蔵基地的性格を有する石油コンビナートが釧路、苫小牧、室蘭、北斗、石狩の各地域に、石油精製を基幹とする石油コンビナートが、苫小牧地域に設置されており、道内各地へ石油製品の供給を行っている。



② 原子力発電所

本道には、北海道電力株式会社が原子力事業者として運営している原子力発電所が泊村に設置されており、泊発電所の電気出力は、207万kwである。

ふるさと ともり (ほりからぶ)
(北海道古宇郡泊村大字堀株村)



第6章 民保護計画が対象とする事態

道国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

道国民保護計画においては、国の基本指針に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

① 特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、たとえば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティーボムが使用される場合がある。

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、道及び道警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

道国民保護計画においては、国の基本指針に基づき、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 事態例
 - (ア) 原子力事業所等の破壊
 - (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - (ウ) 危険物積載船への攻撃
 - (エ) ダムの破壊
 - イ 被害の概要
 - (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
 - (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
 - (ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
 - (エ) ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 事態例
 - (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - (イ) 列車等の爆破
 - イ 被害の概要
 - 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。